



警察署長提出用  
(行政書士専用)

(記入例)

# 委任状

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 受任者<br>(代理人) | 行政書士名<br>事務所所在地<br>電話番号 |
|--------------|-------------------------|

※記入しないで下さい  
行政書士の氏名・住所・  
電話番号が入ります

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

## 記

### 委任事項

1. 自動車保管場所証明書交付・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、ならびに申請・受領、加除訂正及び再申請に関する一切の権限。
2. 復代理人選任に関する一切の権限。

以上

平成 **23**年 **11**月 **13**日

※署名した日にちを記入して下さい

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 委任者 (申請人) | 住所又は所在<br>氏名又は名称<br>代表者名<br>(法人の場合) |
| ⇒         |                                     |

※住民票通りの住所  
氏名を記入して  
下さい  
※法人の場合はゴム印で可

**大津市京町4丁目1-1**  
**滋賀 花子**



※認印を  
押して下さい  
※法人の場合は  
代表者印または  
社印(角印)

## 車庫証明用委任状使用のメリット

滋賀県行政書士会では車庫証明申請に関しまして、委任状による代理申請を推進しております。

委任状による車庫証明申請のメリットは

- 1. 4枚複写の車庫証明申請用紙に印鑑が不要**  
(行政書士の職印で4枚とも押印し申請します)
- 2. 申請後でも証明書の交付前であれば、訂正等あっても**  
**行政書士の職印で訂正ができます (重要な項目は不可)**
- 3. 再申請についても行政書士の職印ですぐに申請ができます**

※ご依頼の節は委任状を印刷して黒のボールペンで記入してご利用下さい。

※車庫証明用委任状はコピーして全国で使用出来ます。

※詳しくはお近くの車庫証明取扱者名簿の行政書士にお尋ねください。